

学校いじめ防止基本方針

名張市立赤目中学校

この基本方針は赤目中学校の全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送り、学校教育目標である『人間性豊かで、たくましい生徒の育成』の実現を目的に策定しました。

1. いじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】 * 児童という言葉を生徒に置き換えたものです。

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

《平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋》

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ・集団に無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行います。

【いじめの禁止】

生徒はいじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれらに対処し、さらにその再発防止に努めていきます。

2. いじめの防止等のための校内組織

【いじめ対策のための生徒指導会議】

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う『いじめ防止対策委員会』を設置します。

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導／教育相談担当、養護教諭、その他の関係者 (※必要に応じて)スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター
【活動】 ・いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等) ・いじめ防止に関すること。(道徳／学活の指導、集会での講話等) ・いじめ事案に対する対応・指導に関すること。 ・校内研修等、教職員の資質向上を図る取り組みの起案。 ・学校評価にいじめに関する取組を加え、学校が組織的に活動できているか適正に自校の取組を評価し、基本方針を見直す。
【開催】 週1回を定例会とし、通常は情報交換と問題行動に関する学年を越えたアドバイスが中心となるが、いじめ事案発生時は緊急的に開催し、上記の構成員が参加して行うことを基本とする。
【守秘義務】 構成員は、職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

3. いじめの防止等のための具体的な取り組み

《いじめの未然防止》

- 人権教育の充実
全ての教育活動を通して人権教育の推進をはかり、いじめのない誰もが充実した学校生活を送れるようにしていく。また学期ごとに『なかま学習』、『なかま集会』を実施し、自分たちを高め合い、認め合う空気を作っていきます。
- 道徳教育の充実
いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな心を育てていきます。
- 職場体験などの体験学習の充実
生徒が他者や社会、自然との関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させていきます。
- 生徒会活動の充実
生徒会を中心に体育大会や文化発表会などの学校行事を企画・運営させることで、自分たちの学校に誇りを持ち、大切にし、学校をより良くしようという気持ちを育てていきます。生徒会主催の清掃活動を定期的実施することで、学校環境だけでなく、自分たちの心も綺麗にする気持ちを持たせていきます。

《いじめの早期発見》

いじめを早期に発見をするため、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施します。

- ①生徒対象いじめアンケート調査・・・年3回(7月・12月・2月)
- ②学級担任との教育相談による聞き取り調査・・・年2回以上(6月・11月、不定期)
- ③毎日の健康観察表での悩み調査

生徒及び保護者がいじめに係わる相談をできるように、次のような相談体制の整備を行います。

- ①スクールカウンセラーの相談・・・月1～2回（月曜日・木曜日）
- ②各学年の学校生活／いじめ相談窓口の設置・・・毎日昼休み・読書の時間など教育相談の機会を含む

《いじめに対する措置》

- ①遊ぶふりや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。いじめと思われる様子が見られた場合や生徒や保護者からいじめに係わる相談を受けた場合は、最優先に生徒の安全を確保し、すみやかに事実確認を行います。
- ②いじめの事実が確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と助言をおこないます。また、事実確認により判明したいじめに関する情報を、全職員及び関係機関等へ適切に提供します。
- ③いじめを即刻やめさせ、その再発を防止するために、いじめを行った生徒への毅然たる指導と、保護者への助言を継続的に行います。
- ④教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を目的に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。またいじめを受けた生徒や他の生徒が安心して学習できるように、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ⑤犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察機関と連携をして対処します。

《インターネットを通じて行われるいじめに対する対策》

生徒及び保護者が発信した情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、人権講演会や携帯電話教室等を開催します。

4. 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、以下のとおり対処します。

- ①重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告します。
- ②名張市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果はいじめを受けた生徒・保護者に対し適切に提供します。

なお、いじめを受けた生徒や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった場合は、どのようなケースであれ同様に名張市教育委員会に報告を行い、真摯に対応を行います。

5. 保護者・地域・関係機関等との連携

いじめの防止・早期発見のためには、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにすることが大切です。また、いじめは学校だけでなく地域やインターネットを通じて行われることもあります。そのため地域の見守り活動等を充実させ、安心して子ども達が生活できる環境を構築していくことも必要です。学校は家庭、地域の関係団体と組織的に連携・協働できるように努めていきます。